
平成28年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成28年9月8日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

平成28年9月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (13名)

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
10番 田原 宗憲君	11番 吉元 成一君
12番 塩田 文男君	13番 武道 修司君
14番 田村 兼光君	

欠席議員 (1名)

9番 丸山 年弘君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長 …………… 神崎 博子君

総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	永野 賀子君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	柿本直保美君	商工課参事	村上 敏之君
監査事務局長	石井 紫君		

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
宗 晶子	1. 地域住民生活等緊急支援事業について	①地域住民生活等緊急支援事業について、国からの事業交付金に係る事務及び業務が適正に遂行されているか ②築上町と委託業者との契約等が適正におこなわれているか
	2. 築上町防災会議について	①防災会議の委員に女性委員登用の予定は
	3. 放課後児童クラブの実施状況と今後に向けて	①人材確保についてどのように対応しているか ②運営主体は、放課後児童クラブ支援員の労働環境及び事業内容の向上に努めているか ③学校・地域など様々な社会資源や保護者と連携を図りながらの運営ができていますか
	4. 椎田駅前周辺まちづくり構想と町本庁舎建替えについて	①椎田駅周辺の日本版L A B Vによるエリアマネジメント事業調査業務の進捗状況は ②現在までのJ Aとの協議状況及び今後の見通しは ③両業務の関連について説明を
小林 和政	1. 広域圏消防本部の用途不明金問題について	①経過と事実確認 ②今後の対応について
信田 博見	1. 空き家・空き地・耕作放棄地の対策について	①空き家・空き地・耕作放棄地が多く見られるが、有効利用する考えはあるか
	2. 鳥獣対策について	①下流域でも被害が出ているが、対策はどう考えているか
	3. 職員について	①職員の士気を高めるための取組みについて

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。12か。失礼しました、12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

これより、順番に発言を許します。発言は昨日の続きの議員からとします。なお、質問は前の質問席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

では、6番目に、**2番、宗晶子議員**。宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 皆様、おはようございます。通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、1番目の、地域活性化・地域住民生活緊急支援事業についてです。国からの交付、事業交付金に係る事務及び業務が適正に遂行されているかについて、質問いたします。

まず最初に、きのう、武道議員が追究されました地域活性化・地域住民生活研究支援業務、委託業務の経費の詳細について、質問いたします。

この事業の出どころとなった地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金の国が定めた交付要綱があります。その第20条をまず読み上げさせていただきます。

第20条、交付金の経理、交付事業者が交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない、と、このように記載されております。国の規則で帳簿の作成が必要となっております。帳簿は当然、領収書など支払い先を証明できるものとセットのはずでございます。必ずつくらなければならない書類が役場がないというのは、おかしなことです。もし仮に、まだ作成されていないのであれば、受注業者にその作成を命じ、あわせて領収書類の提出を求めてください。

つけ加えて申し上げますが、先ほど読み上げた交付要領の第1条には、交付金の交付に関して補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、それが適用されることも明記されております。もし仮に、使途不明金がありましたら、この補助金適正化法の第29条に、不正の場合は5年以下の懲役もしくは100万以下の罰金に処すとの罰則規定もございます。私は心配でたまりません。帳簿の資料請求を行いますので、どうかよろしく願いいたします。

前置きはそれまでで、質問に移ります。

本事業の交付金は、築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいての地方創生先行型交付金でございます。本町の総合戦略を基本に、担当課長の皆様に質問いたします。

本交付事業、基礎交付分の実施計画・実施報告を確認させていただきました。本日、私が資料請求させていただきましたのを、議員の皆様にも両委員長の許可を得て、配付させていただきました。国からの交付金を有効に使おうと大変努力された様子は理解させていただきました。

また、本交付金の地方創生先行型タイプ1についても、本町のアイデアが採択され、戦国のムラ・宇都宮氏家臣屋敷再生活用事業が遂行されていることに、大変期待をしております。

本交付金事業は、総合戦略によると、P D C Aサイクルに基づいて遂行されるように企画されなければならない事業です。27年度事業を終了し、事業実施経過報告書には、地方の、計画書ですね、実施報告、こちらにございます、こちらを資料請求させていただきますと、総合支援事業、地域の観光を活用した観光振興事業、築上町農産物即売推進事業が行われ、全ての事業効果が地方創生に効果があったと記載されております。そして、外部有識者の評価欄は空欄であることには多少不安を覚えておりますが、国に提出された資料だということなので、国はこの報告でいいのだと言ってるのだと思います。

ではまず、本交付金事業の担当課長にお尋ねします。

1つ目は、創業支援事業、2つ目は、地域の魅力を活用した観光振興事業、3つ目は築上町農産物販売促進事業、この3つの事業が地方創生に効果があったと記載しておられる根拠をお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課野正でございます。

ただいまの質問でございますが、商工課においては、先ほどより説明がございますように、地域活性化・地域住民等緊急支援交付金を活用しまして、築上町にぎわい促進事業業務委託を実施したところでございます。

それともう1つ、創業支援事業といたしまして、これは築上町観光協会に対しまして補助金を交付したものであります。さきのにぎわい促進事業でございますが、これについては築上の風、築上ラップの2曲とプロモーション映像2曲分作成、ダンスコンテストの実施、着ぐるみの作成などやっておりますので、これについては十分地域の活性化に貢献しているものと思われま

それと、もう1つの創業支援事業でございますが、これについても旧ナカツヤの2階にございます部屋を改築し、新たな雇用と言いますか、創業者に向けての貸し出し等をするような企画でございますので、十分、町の発展に貢献しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 1つ目と2つ目の説明をいただきました。

3つ目の、農協、農産物販売促進事業についても地方創生にどのように効果があったのか、お

教えてください。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課今富でございます。

この農産物の販売促進事業につきましては、築上町における特産物、スイートコーン、イチゴ、ブロッコリー、これらのものを関東近辺、JAを通じまして関東圏のほうに宣伝をするという形の事業と、もう1つ、メタセの杜においてスイートコーン祭りを開催し、スイートコーンの販売促進を図ったということで、全国各所の皆さんに築上町の特産物を御愛顧いただくということが目的で実施をいたしました。かなりの好評を得まして、スイートコーンにつきましても、ちょっと今、トン数は思い出せませんが、北九州圏、福岡県、福岡の市のほうから購入に来ていただいて、宣伝にはなったと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 交付金を大切に使われての事業実施ですね、大変敬意を表します。

そして、交付金事業、大成功であったということ、感謝しております。

しかし、今後が大事な事業になって来ると思います。今後の方針について、報告書には、全ての事業について継続と書いております。今年度の計画は、前年度の3つの事業に基づいてP D C A、K P Iを重視して計画を立てているはずなんですけれども、今年度の事業についてお答えください。よろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 先ほどの本年度につきましても、スイートコーン祭りについてはJAのスイートコーン部会のほうで、メタセの杜で実施をいたしました。

それと、JAを通じてのイチゴ、スイートコーン、ブロッコリーの関東圏への搬入については、築地市場のほうに出す分量を増量したという形で、効果は出ていると思います。

○議長（田村 兼光君） 商工課村上参事。

○商工課参事（村上 敏之君） 商工課村上です。

創業支援事業につきましては、経過を言いますと、昨年9月議会、各委員会で報告いたしました。当初、プロポーザルを出して受託した業者が逮捕されるという状況になりまして、その事業については事業解約をしております。その残った交付金を活用しまして観光協会への補助金という形で、ことしのもう2月、もう年度末ぎりぎりだったんですけど、その活用をしまして、いわゆるもと旧築城市場ですね、これを今、全国でも展開されておりますリノベーション事業という形で、古い施設を再生してさらに機能アップしていくという方法で活用しております、つくりました。

本年度につきましては、その施設を活用しまして7月に内覧会を行いまして、多くの方にお越しいただき、60名程度の方に出席をいただいております。

その後、今の活用状況で言いますと、人事院に、国家公務員の研修生の意見交換の場に使ったりとか、今、京築でやっております創業支援応援団4K、上毛町、吉富町、豊前市、築上町、みやこ町でつくっております創業支援の勉強会や、8月の28日には内閣府シティーマネージャー木村俊昭先生の講演会を行ったり、この講演会におきまして100名の来場者がありました。

また、今後ですけれども、4K応援団のほうで、創業支援応援団のほうで、夜の創業起業セミナーを開催をいたします。

そのほか商工会女性部の活用、それから女性元氣塾のほうも一応、予定として入っております。以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） ありがとうございます。今年度の活躍についても期待したいと思っております。

今、お聞きした、今年度の計画なんですけれども、私は本交付金、今伺ったのは本交付金3,954万6,000円で1,000万円は人口ビジョンと総合戦略策定に使われていると思います。残りの2,854万6,000円という交付金を今のように、今後の築上町が事業を発展するために活用されているということは、大変うれしく思います。

やはり、ここで申し上げなければならないのは、ダンスコンテストについてです。そちちについては、継続事業とは言えないのではないかと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。宗議員のおっしゃられるように、ダンスコンテストについては、本年度は特に予定をしているものではございませんので、これについては継続性は欠けているということしかないとします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 正直に認めてくださって、感謝申し上げます。

では次に、築上町と委託業者の契約等が適正に行われているかについてです。

私は、認定第1号、築上町一般会計歳入歳出決算予算（第1号）の議案質疑の折、交付金に基づいた成果物の著作権についてお伺いいたしました。そのときの副町長の答弁については、今も疑問でいっぱいではございますが、議案質疑の日の午後、商工課より私からの資料請求に対して書面で明確な回答をいただきました。回答内容には、築上ラップ、築上の風、2曲の著作権等に

については、当初契約の業務委託契約約款第5条に記載しているとおおり、との記載がございました。この資料をいただいたということは、商工課が議案質疑の折の副町長の不適切な答弁を打ち消しただけだったということになると思います。

ですから、約款第5条によると、本業務委託契約の成果物一式は、著作権を含め全て築上町に権利があるということになります。

では、約款を全て理解されているという前提で、商工課にお尋ねいたします。

著作権等の心配は全くなく、商工課は請負業者、つまり受託業者が成果物に関する著作権等の手続きを完璧に遂行していると確信しておられるのでしょうか、お答えくださいませ。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。

ただいまの御質問でございますが、商工課といたしましては、契約書の添付しております業務委託契約約款第5条（著作物の譲渡）等に記載してありますように、当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するとなっておりますので、町にあるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） ありがとうございます。私は現在、その言葉を確認して信じるのが、個人的にはできないのですが、この議場で答弁いただくことを信じるほかはございません。

もし、今後、成果物に瑕疵が生じた場合は、速やかに損害賠償を行うよう、求めます。

これは、私が求めるまでもなく、約款を全て理解されているのであれば、約款の第9条に記載されてあることでございます。私が確認するまでのことはございませんが、あえて申し上げました。

私は、築上ラップ、築上の風、両方の歌も、プロモーションビデオも、大変素晴らしいものができたと、本当にうれしく思っていますし、どんどん広がっていけばよいと考えております。たくさんのお手がかかってできて、たくさんのお金がかかっている商品でございます。

また、一昨日の朝日新聞の朝刊にもどんどん宣伝していただき、住民の皆さんが楽しんでいつも口ずさんでいただけるよう、心から願っております。

本事業の予算は1,325万円です。このお金は、築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業予算です。先ほど申し上げましたように、このお金は国から築上町への出資金であると考えております。築上町は、この出資金を使ってさらに経済を発展させ、もうけていかねばならないお金です。頑張ってください努力も重々承知しております。しかし、継続性を感じることができないダンスレボリューションのイベントに435万円は、打ち上げ花火のように使ってしまいました。

しかし、そのほかのもの、創業支援事業、農産物販売促進事業、そして歌2曲とプロモーションビデオは、継続して利活用できるものでございます。形として残っています。築上町まち・ひと・しごと総合戦略において、築上ラップと築上の風2曲、そしてその2曲のプロモーションビデオを、これについてお尋ねします。今後の利活用方法を明るく元気にお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。

ただいまの御質問でございますが、築上の風と築上ラップについては町のホームページにも公開しておりますし、また、各種団体におかれましては申請に基づきDVDとして交付している状況でございますので、これからも何らかの催しの機会等に活用していただくことを町としては望んでおります。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 今の現状の説明はわかりましたが、私は新聞にも報道されましたし、もっと具体的な計画が欲しいと思います。次回の厚生文教までに考えて来ていただければと思います。

そして、このお金の使い方に関しての御意見、町長より一言、答弁お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、入札の予定を行った事象ではございません。いわゆるプロポーザルということで募集を、これは基本項目を定めまして、基本的にはマスコットキャラクターをつくるということで、これはできて、ちくまくんですね、それからもう1つは築上町の歌をつくるということで、これもできて、それから映像もできてきたと。2つができた。それとダンスコンテストも実際やったということで、基本的には築上町は求めることは全て納品がされておるといふような形になろうかと思えます。

そして、プロポーザルではこれに基づいて提案を、それぞれの企業が行ってくるわけでございます。そこで1社しかなかったのは、ちょっとこれ、残念だったけども、もうちょっとたくさんそういう企画会社がこの企画に参加をしていただければ、いいのを採用していくという形になったんでしょうけど、残念ながら1社しかなかったということで、この1社を予算の範囲内で予算を定めて、この範囲でどれだけのことをやるかというふうなことで提案がありまして、この提案どおりはできておるといふことで、その予算の範囲内で予算をお支払いしていったという、これは予定価格でございますけど。そういう形の事業でございまして、今後、こういう事業、たくさん出てくると思います。いろんな形でプロポーザルを予算を定めて、この範囲で、何社か出て

きた場合は予算の安いほう、そして中身のいいほうという形で事業を採用していくという形にはなろうかと思います。

例えば、いろんな事業にしても、一番大きな事業をやったのが光通信のことですね。これはプロポーザルをやりまして、予算を定めて、これは予算は拮抗した予算でしたけれども、公式は同じというようなことで、現在のキューティーネットのほうを採用させていただいたと、こういう状況ございますんで、そういう形で予算を定めて、あるアウトラインを提示して、中身を吟味して、ほかのいわゆるプロポーザル事業をしていくと、このようなことで御理解をいただければいい。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） せっかく御答弁いただきましたが、私は誠に残念でたまりません。光通信の場合は、きちんと目的があって、それにお金がいくらかかるかっていうことでプロポーザルして、たくさん来ていただいたという話です。

今回ののは、予算があるから、使いたいから、プロポーザルを何か目的を持って来いと、そういうふう聞こえると思うんです。目的があるから予算をつける。そうですか。目的があるから予算をつける。その目的が住民のためになるのか、それを明らかにした上で予算をつけていただきたいと思うんですが、町長、何かお話があるようですので、お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、国と相談して、これだけのお金を交付金でやるということで、あらかじめ、ある程度、こういうことをやりたいということで、国には申請をしております。それに基づいてプロポーザルの募集を行う、それが先ほど言った、まずマスコットキャラクター、それと築上町の歌、それを附随して一応、映像化していくと、これが目的なんですね。

そして、あともう1点は、ダンスコンテストをやると。この4点をどのようにしてやるかという形で提案をやってくると、その提案の中にはいろんな種類のやり方があるというふうなことで、出演、どういうアウトラインでつくってくるかという形で提案をします、いわゆるプロポーザルを受けた会社のほうは。

だから、これはもうちょっと何社かあればいい提案が採用できるんですけど、1社しかないという形になれば、これを1社しか採用せざるを得なかったというのが現実。本来ならもう少したくさん応募が、私はほしかったというのが現実でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 御答弁ありがとうございます。

しかし、私は1社からなかったからここに当たって、目的にあってなければ事業はやめるべきだと思います。今回の事業、住民のために本当になっているのか。報告書のほうには関西圏から

50人ほど人を呼び込んだと書いてありますが、住民のかかわりは私が見たところ、出店と周知もあまりできてなかったようですし、特にまち・ひと・しごと総合戦略の皆様、有識者会議とともに企画・検討しなければならなかった内容ではないのかと思います。

しかし、このお話をここで堂々巡りいたしましても時間がございませんので、この質問はこれで終わらせていただきますが、最後に、私はこの交付金は築上町に対する出資金、これを元手に築上町はもうけなくてはならない、これを忘れないようにしていただきたいと思います。また今後も総合戦略に基づく質問は取り上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これで、この質問を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 次の、町の防災会議について質問いたします。

今回は議長に許可を得まして、皆様のお手元に資料を配らせていただきました。

今年度の防災会議は6月の8日に開催されております。防災会議の委員は、築上町防災会議条例で定められておるように、現行の条例では必然的に男性のみの運営となっております。

そこで、配付の資料をごらんください。この資料は昨年末の12月25日に閣議決定されました第4次男女共同参画計画でございます。この11文には載せてないんですが、男女共同参画の視点に立った防災復興の確立がうたわれており、防災分野における女性の参画・拡大など、男女共同参画の推進の成果目標が載せられておりまして、この成果目標が2枚目のこの資料になります。

この市町村防災会議に占める女性の割合と、消防団員に占める女性の割合と書いてあるところが、私、この築上町に課せられた目標となっております。

そして、市町村防災会議の委員に占める女性の割合については、成果目標はごらんのように平成32年までに女性委員が登用されていない組織数はゼロ、そして委員に占める女性の割合は、早いときは10%、さらに30%を目指すと書いてございます。

そしてもう1つは消防団員に占める女性の割合ですね。それは10%です。当面は5%でもオーケーということで記載されております。

そして、現在、築上町では、住民の声をしっかりと受け止め、女性消防団設立に町長と消防団長が実現に向けて努力を重ね、町内の女性を募り、その考えに賛同する女性が13名も集まったことは、すばらしい成果であると考えております。

また、福岡県の中でも先駆的な取り組みであり、私自身、女性消防団員の一人として誇りを持っているところでございます。

8月2日には当役場本庁にて発足式が行われ、ありがたい新聞報道をいただき、広報ちくじょうのほうにも役場消防団員とともに取り上げていただきました。

さらに申し上げますと、女性消防団の部長・班長2名が消防団の役員会議、言わば消防団の意思決定の場に参画されており、その点についても築上町は大変先駆的な取り組みを行っていると考えております。今後の活躍が大変楽しみでございます。

そうしますと、2つの課題のうち、消防団員に占める女性の割合については、我が町は町長と消防団長のおかげで既に達成できているところでございます。

そこで、市町村防災会議の委員に占める女性の割合という点を達成していただくと、築上町は早期に完璧に達成することになるのですが、次年度から防災会議の女性登用を御検討くださいませでしょうか。町長、御答弁お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、防災会議での女性の登用という形でございますけど、現在の防災会議というのが基本的には町とそれから県の出先機関、国の機関という形で、全部所属長が出席をしてもらっています。町内でも消防団長とか、それから広域消防も一緒でございますけど、そういう形でその所属長、全員男性なんです。だから、女性が出てこれないという状況ではございます。もし、その所属長が女性になれば女性が出てくるという形になる。構成員自体が所属長会議というふうな形に今、なっているんで、なかなか女性の防災会議の出席がないという形になっておりますので、できれば町内のいろんな団体で、防災時にいろんな協力がいただける団体という登録ができれば、私は出ていただいて結構ではないかなと思うんで、この募集を行いながら、ボランティアの協議会もございます。これ、ほとんど女性でございます。そういうかたちの中で、そういう防災時の協力がいただけるという形になれば、この防災会議の中の会議の一員として任命しても、これは結構でございますし、ぜひお願いしたいほうですね、実際。

防災になったときということで、今はこの防災会議は、ちょうどやっぱり大雨を想定して梅雨の前に築上町では毎年6月の初旬に行います。遅くても10日までには行うという形になっておりますので、大雨を想定して、万が一災害が出たときには、皆さんが迅速に対応できるということで意思確認をするための今、会議になっておりますので、その中でもし、万が一の場合、女性の活動が必要な場合もございます。そのときは、今は女性にお願いしているのは、炊き出しの関係を町の女子職員、これを皆さんに炊き出しが必要な場合はお願いしておるということで、そういう形になれば、ぜひそういう形で一緒に加勢していただければありがたいかなと思っておるんで、一応、そういうことで女性団体にそういう、ひとつ打診をしながら了解が得られれば入ってもらっても結構でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 大変前向きな答弁、ありがたく存じます。

本当に防災時に登録ができる団体ができればいいなと思っておりますし、炊き出しリーダーと

いう形の方に防災会議に参加していただくことは、大変、災害時の食を司る大変な役目だと思います。やはり食事をつくるのが女性の役目と言われる事には、ちょっと若干疑問を覚えるところもありますが、やはり得意な分野ではありますので、炊き出しリーダー、ぜひ防災会議に参画していただきたいと思うんですけれども。

現在の築上町の防災会議条例は、必然的にやっぱり官公庁の方、先ほど町長がおっしゃいましたように、本日は築上町防災会議条例も合せて見ていただこうと思って配付しているんですけれども、現状の第3条の5、委員は次に掲げるものをもってあてるのを1番から7番ではやはり男性が多いのではないかと考えております。これにやはりぜひとも8というのを加えて、前各号に掲げる者のほか、町長が防災上、認める者という一文を書き加えていただければ、女性の参画がよりやりやすくなると思いますし、町長も任命しやすくなると思いますので、ぜひとも条例の改正をお願いいたします。

ちなみに、今、申し上げたのは、よその市町村ではもうやっております、行橋市の防災会議条例を参考にさせていただきましたので、申し上げさせていただきます。条例改正も含めてぜひとも前向きな検討をお願い申し上げます。

これで、この質問は終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） それでは、3番目の質問になります。

放課後児童クラブの実施状況と、今後に向けてでございます。長い夏休みの間、福祉課及び社会福祉協議会の皆様が夏休みの児童の居場所確保のために大変な御尽力をなさったというお話を聞き及んでおります。皆様に一致協力のもと、大きな事故もなく、夏休みの児童の安全と居場所を確保できたということに大きな敬意を表します。

しかしながら、人材の確保には大変な苦労があったようで、なぜそこに困難が生じるのか、築上町の子育ての問題として御一緒に考えていただければと思います。

まず、私自身が放課後児童クラブの支援員の皆様や保護者の皆様にヒアリングした、人材確保への弊害について挙げさせていただきますと、まさにお金の件、労働条件の件、その2点に尽きると思われました。やはり賃金は安い、仕事はきつい、時間が不安定である、時間が不規則ですね、その上、兼業ができない。兼業ができないという点は、前回、12月の一般質問でも申し上げさせていただきましたが、検討段階であると思えます。

そして、支援員さんの仕事はまさに危険と隣り合わせであるという状況。いつ大きなけがにつながるかわからないという状況にもあります。これについてはやっぱり個人的なことになるので、詳しいことはぜひとも管理職の皆様自身が調査していただければと思います。

そういう状況に対して、やはりきのうの鞆野議員の質問にもありましたように、子供の貧困

等々、関連していることではないかと思えます。そして、これは一概に子供が悪い、親の育て方が悪いということでは済まされず、社会全体、町全体のこととして考えなければならないと考えております。

ここにおられる執行部の皆さんは理解してくださっていることだと思えます。

そこで、支援員の皆様の、日々怖い思いと言っては申しわけないんですが、大変な仕事の声を管理職の皆様のもとに届けるには、やはり現場で働く方は、中間管理職の方に申し上げます。そして、その中間管理職の方が、ここにおられる皆様のところへ声を届けているのでしょうか。中間管理職の方もやはり微妙な立場にあるので、なかなか管理職の皆様のもとへ声を届けることができないのではないかと思います。

まず、福祉課長、町長、もしよければ教育長、現場の皆様の声、教育課長もよかったですらお願いいたします。教育課長、現場の皆様の声聞きに行く余裕があるでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今言った事業所は、基本的には、当初は町のほうで運営してましたけど、今は社協のほうで運営をしていただいておりますので、なかなか私どものところにはそういういろんな苦情とか要望とか、そういうのはまだ届いて来てないのが現状でございます。もし本来ならもう少し、本来なら私どもも、それこそ町の一般臨時職員との兼ね合いが、嘱託職員とか、兼ね合いがあって、今までは3カ年しか雇用できないという規制があって、社協のほうに継続的に長く雇用していただくというふうなことで、一応、そういう状況で、放課後支援センターの長期の職員は社協のほうで、あとはまた追加の臨職はまた社協のほうで雇用していただいておりますという状況なんで、ちょっとまだ私ども声、聞いてないんです、実際。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 町長に代表して答えていただきまして、やはり声を聞いてないということは、今後、声を聞く気があるということで理解させていただきたいと思えます。

そして、私がきょう、一番申し上げたいのは、やはり現場の職員さん、時給800円から850円で働いてらっしゃる皆様がいなければ、放課後児童クラブは立ち行かないということですね。

築上町放課後児童クラブの条例が、放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定める条例というものがきちんと存在しております。その条例は、やはり建物とかハードの部分について守る条例。そして子供たち、児童を守る条例等があります。しかし、支援員さんに対して研修の機会を設けるとか、こういう資格がいるとか、最低基準もより上の者を雇うとか、そういう管理する面での条例はあるんですけども、支援員さんを守れるような条例が存在してないのはや

はり問題かと思えますし、これもほかのところで調べていい例文があればと思ったんですけども、なかなか見つけることができませんでした。

やはり築上町は子供の生命を護るがまだ続いています。そして子供の生命を守ることには、それを護る人をもっと護らねばならないと私は感じておりますし、間違いのないことだと思っております。ですので、支援員さんを護るような条例、規則、そういうものを考えていただけたらと思います。どなたでも構いません、御意見をお聞かせいただければと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 新しい提案でございまして、基本的には今、私どもが考えておるのは、地域でいろんなことをやろうということで、これは自治会もしくは校区単位ということで、今、考えております。

その中でも、ひとつコミュニティースクール制度というものを考えて、これがうまく行けば児童館等の運営、それから放課後児童クラブの運営をそこでできるのではなかろうかと。そして学校プールの有効な利用もそこでできるのではなかろうかということで、地域と学校と一緒に子育てをするような形を、今度、立ち上げていこうということで、その中で検討していけば、今、児童館の制度も社協からまたこっちのほうに回すような、社協と協議しながら、そういう1つの制度もでき上がるんじゃないかということで、今、模索をして、コミュニティースクール協議会というのを立ち上げようということで、教育委員会等私ども協議、私も教育総合会議の中で、総合教育会議の中で、いろんな提案を行ったり、実行したりという形で口出しができるようになりましたんで、いち早くコミュニティースクール協議会を立ち上げようではないかという声を今、教育委員会のほうに提案をして、教育委員会と一緒にその準備もやっっていこうというふうなことで考えておるんで、おいおいそこで地域で子育てできるような形を、私は何でも、福祉も一緒なんですね、地域福祉ということで、それぞれの自治会でいろんな対応ができて、声かけができてという制度ができれば、私はこれが一番いい制度だと思うんで、日本は古くからそういう、いわゆる隣組の制度という形の中で、外国にはない、いい、お互いの相互扶助制度を持っておるんで、これがだんだんやっぱり年がたつにつれて希薄化してきた、都会化してきたという形になっておるんで、何とかそういう、やっぱり日本のいい制度はそのままちゃんと継承して行って、福祉・教育という形でこれが地域がかかわれるような形ができればいいかなと、このように考えておるんで、こういう方向性で、ただいま申しました形も持って行きたい。そうすれば、ほかの部門でまた活躍してもらおうという場面もまた出て来ましようし、そういうことで、ちょっとまだ今、模索中でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 本当に壮大な計画をありがとうございます。ぜひ、私は社会支援

との連携についてもお聞きしようと思っていたのを忘れていたのを、町長が全てお話いただきまして、感謝申し上げます。

コミュニティースクール制度ですね、本当に地域での子育てということで、やはり大変期待したいと思いますが、やはりこの中に、支援員さんという方は必ず存在すると思います。管理者の方も必ず存在すると思います。そういう子供たち、地域の方、全てをひっくるめて守れるような制度をつくっていただいた上で、運営していただければと思います。これでこの質問は終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） それでは、最後の質問にまいりたいと思います。

椎田駅周辺まちづくり構想と、本庁舎建てかえについて質問をいたします。

この件は、やはり壮大な町長の庁舎建てかえ計画、椎田駅周辺まちづくり構想を語っていただきたいと思いますので、しかし、まず、都市政策課と財政課、それぞれにその目標に向けて調査してくださっているところだと思いますので、まずは都市政策課に日本版L A B Vによるエリアマネジメントの事業調査業務の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課竹本でございます。ただいまの御質問について、回答いたします。

椎田駅周辺の日本版L A B Vによるエリアマネジメント事業調査業務の進捗につきましては、去る8月8日に契約を締結いたしまして、業務を開始しております。

その主な内容につきましては、事業の範囲、官民連携手法の検討、地元企業、金融機関等への意向調査等を行うこととしております。毎月1回程度の業務の打ち合わせをすることとしておりますが、まだ業務開始してからわずかでございますので、第1回目の報告は受けていないような状況でございます。

また、先日、9月5日の日に庁内町職員、主に関係課長、係長レベルでの勉強会も行っております。この勉強会につきましては、職員以外にも地元の企業、関係機関、団体等を対象としたものをあと2回程度行う予定としております。

なお、今後の予定につきましては、10月、11月に国土交通省への中間報告が控えてございますので、その時点である程度の成果を皆様にもお示しできるものと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。現在までのJ Aとの協議の内容についてでございますが、本年の4月より事務方レベルで、農協さんのほうは総務企画部長ほか3名、役

場のほうは総務課長ほか2名で、JAの土地の取得に関する協議事項や、お互いの要望事項等についての協議を月1回の割合で行っております。

また、今後の見通しということなんですけども、今後の見通しにつきましても、定期的に月1回は定期協議を行っていかうということで約束をしております。

また、こちらのほうからの提示といたしましては、今、7月の20日に農協さんの物件等の補償の契約を行っております、その金額等ができましたら、農協さんのほうに提示をしていくということで協議を行っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 協議の執行、感謝申し上げます。

官民連携事業のほう、学習会を企業様そして関係団体とも行うということで、しっかり理解を深めて今後、すばらしいLABVというか、スキームが生まれることを祈っております。

そして、財政課の協議、お疲れさまでございます。農協さんともいい話ができればいいなと考えております。

そして、まず、お二方より事業内容を伺ったところで、この両業務の関連性をお尋ねしたいんですけれども、町とJAとの今後の協議ですね、いつまで、どれくらいのお金をかけて行うのか、関連性についてと、いつまで、どれくらいか、それについてお答えいただければと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 相手があることでありますけれども、できれば私どもの希望は、合併特例債が使える期限という形になれば、今、JAのはっきりした意向が今年度末か、遅くとも来年の6月のJAの総代会までぐらいにははっきりして、その後、事務が迅速にできれば間に合うんではないかなと、このように考えておりますんで、ある程度こちら側の条件をJAに伝えながら、JAも理事会、それから総代会というのを控えておると聞いておりますんで、その時点で問題がはっきりしてくるという形になって、後は着々と、その間に事務を進めながら、ある程度の官民連携になるような形の整備をやっていかなければいけないのではなからうかなと、このように考えておるんで、両方から並行した形である程度進めざるを得ないと。本来なら用地が決まってからいろんな形でするのが本音でしょうが、なかなかそうはいかないんで、予備調査をやりながら官民連携ですね。そして決まれば本格的な連携で参加の皆さんを正式に募るといって行きたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） よくわかりました。

やはり（ ）前と業務が滞ってしまうので、都市政策課として政策として頑張り、財政課は

財政課で農協さんとの交渉を頑張っているということで、理解させていただきました。

期限についても今年度末か来年の農協さんの総代会理事会と、期限が一応決まっているということにも大変安心いたしました。やはりいつまでも交渉を続けるとか、できなければほかのところを考えなくちゃいけないというのがなければ、ならないと思いましたので、大変安心することができました。

しかしながら、最後に1点だけお尋ねさせてください。今、お金が4,000万以上かかってこの計画が立てているわけなんですけれども、そもそも庁舎をここに建てかえるということは、住民の希望、声等をお聞きしてのことなんでしょうか。私は、やはりここは入りにくいとか、あとルミエールの辺りにあったほうが便利なのという声を結構聞きますので、その辺の声を聞いて、ここに建てかえるとおっしゃっているのか、そこまで考えての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、旧庁舎はここにありますが、一応、この庁舎じゃ手狭だという形になれば、農協さんに協力していただきながら、あと駐車場を広く取るとか、いろんな附属の建物も要りますし、そういう形になればこの周辺と。

あと用地を全部また確保するというのも大変なので、一部が今のこれを利用しながらやっていくという考え方にせざるを得ないと。

そして、向こうの駐車場も広く購入しておりますし、それもJAと話をしながらいろんな形で、JAと町が一体的になれるような形で、基本的にはアクティブマートという形の言葉がございますが、いわゆる集中して人口とか人の集まる場所を集中してということで、当初のコマーレもそういう形で、駅を中心という1つの考え方があって、だから庁舎がもう1つ近づけばアクティブマートに近づく。そして商店街が再編成できるような環境下を持って行けばいいんじゃないかなと。

そして、駅前の道路もこれ、改良、土木事務所のほうで、土木事務所は今、県の整備事務所ですけど、そこでやっていただけるということで、基本的な今、設計もできておるようございまして、それを糧にしながらということで、今回の予算も、だからそういう形で官民連携の予算がついたというふうに私は理解しておるんで、とにかく椎田駅を中心にした活性化というものをひとつも考えていかにやいかんと、このように考えたところでございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 答弁ありがとうございます。

先ほどのコミュニティースクール等同様、やっぱり壮大な計画になると思います。今後に期待しつつ、きょうの質問を終わらせていただきます。

きょうは冷静に質問ができて、本当によかったと思っております。ありがとうございました。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、ここで一旦、トイレ休憩をしたいと思います。

再開は午前11時5分ですね。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番目に1番、小林和政議員。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 最近、自然災害が極めて大きいものになってきている。数も多くなってきている。被害も非常に大きなものになってきている。これが、マスコミ・新聞やテレビなどで取り上げられると、皆、必ずと言っていいほど自衛隊とか警察とかとともに消防職員の人なんかいつも映っています。極めて重要な働きをされておる。恐らく彼らの使命として、国民の命と財産を守るための最前線で働く、その姿がいつも目につくような状況にあります。

この姿が多く国民の目に触れて、非常に敬意をもって接しられておるし、さらに子供たちにとってはあこがれの職業というような形で、ずっと消防職員というものが非常に存在感を増しておるような状況であります。

そういう状況の中で、京築消防本部で不祥事が発生したと。もし、この問題の処理・対応が間違ったものになったときには、この消防職員たちだけでなく、全く無関係な職員なり、あるいは関係者の人たちに対して、非常に不信感を持たれて、疑惑の気持ちを持たれるような中に、全く関係のない人たちまでそういう中にさらされるような状況になる可能性があります。

この対応について一連の流れを見ておりますと、非常に疑問に思う、あるいははっきりわからなくてどげなっちゃうやろうかと思うようなことがいろいろありましたので、あえてこの時期にこの問題を取り上げさせていただきました。

私は1番と2番で、経過事実の確認というところから入っております。それに入る前に、まず、広域におけるうちの築上町の立場と言いますか、どういう立場にあるのか。まず、広域消防本部の上に広域市町村圏の事務組合が存在する。この事務組合の管理下に消防本部はある。その事務組合の理事として、町長が参加されておる。私はこういうふうに理解しておるんですが、町長、どうですかね。つけ加えることがあればつけ加えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） おっしゃるとおりでございます。発足をしてからずっとこれは2市、昔は7町でございましたけど、今は2市5町です。これが一応、消防組合が構成しておる団体で

ございます。

そして、理事が各町村長、村はございませんで、市と町の首長が出て行って、その中で互選で組合長を選んでおるとというのが、それと副会長が互選で選んでおると、これが今の仕組みでございます。

そして、消防署は消防管理者というものをまたこの理事の中から、大体組合長が今までなって、豊前市が副組合長のときは豊前市が消防管理者になっていったと、こういう事実でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） それでは、この広域に関係しておる人は、築上町の中では町長以外におられるんですかね。例えば職員が出向して行っておる、あるいはほかの関係である、議会は別ですよ。その件をちょっと。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 理事会の下に助役会議、それから今は副町長、副市長会議、それからあと課長の幹事会という組織がございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） そこまで町長の立場をお尋ねした後で、今、町長は、その事務組合の理事として今回の一連の流れの中で、現在、この不祥事問題がどういう状況にあるか。真っ最中であるとか、あるいはほぼ終えんに近づいておるとか、どのようにお考えになっておるか、その点、お聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この件は大体議会のたびに、新しい情報は皆さんに私が議会行政報告の中でお話をしてると思いますけど、改めて話しますと、平成27年にこのいわゆる使途不明金が発覚をしていったということで、その後、すぐに調査委員会を立ち上げまして、これは元組合長が委員長という形で立ち上げて、あとはうちの町からは課長が調査委員長、企画振興課長が担当課長ということで出て行って、いろんな調査をして、現在に。その中で使途不明金が1億約200万ほどあるというふうなことで、出て。しかし、基本的には一応、刑事訴訟という形の中では警察が明らかにしたのは確か4,000万ぐらいのお金が刑事訴訟の中で明らかにされて行っておるとい形になっておる。あとの分はまだ解明ができていないというのが現実でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） いや、今の4,000万というような話も、今、初めてお聞きするような内容ですよ。我々議員ですらその程度しか知らない。ということは、住民の方々はこの情報を仕入れるには、新聞しかないわけですよ。ほかの情報、一切ありません。我々は、町長か

らその行政報告、議会のたびにいただいています。そのいただいた内容、私、ここにメモしてきたんですが、まあ、いいでしょう、先ほど町長がおっしゃいましたんで、いろいろ言いました、逮捕されたとか、いろんなこと言いましたけれども、この非常にわかりにくい、はっきりわからん事実ばかりで、はっきりした数字がわからんわけですよ。だから1つ、具体的なお話をお聞きします。

初日の行政報告の中で、今回の、町長が1億を超えるという表現をなさった。七百何十万かは返していただいたような報告をされました。この1億という数字、6月、もっと前だったと思いますが、発覚してからずっと、我々は総額は九千数百万という数字しか聞いてなかったですよ。これが7月末の数字で、7月末に毎日新聞が報道しました、7月29日と8月3日に2回出てますけど。その時点で不明金が1億という数字になった、新聞記事では。町長が今度、1億何万ですと今、おっしゃいましたけど、1億900万。この数字なんか、初めて耳にする数字なんです。我々議員でもそうですよ。一般住民の方は全く分かんないと思います。

この1億900万という数字は、何を根拠にされておるんか。町長はどういうところでその数字を確定した数字として今、発言したんか。そのもとになるやつを教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 理事会において消防本部のいわゆる事務部門から報告があつて、これだけの金が使途不明金で出ておるということを理事会の中で報告を受けておりますし、先ほどちょっと4,000万で言ったが、確か5,000万くらいだったかな。実際、はっきりわかっているのが5,000万ぐらいのお金が、これはいわゆる被告である田村氏が使い込んでおるということがはっきりこれはわかっていると。後の、その前の引いた部分がまだ未解明であるというふうな形でしか報告はされておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 今、1つの例えとして、総額の数字がはっきりしてないということを上申しました。全てこうなんです。3月の時点で、消防管理者の豊前市長と次長がお見えになって、議会の全協で説明いただきました。警察に告訴して、今、調査が、警察の捜査が入っておる。実際1,400万程度の数字が確定しておるが、残りについては調査委員会、外部の弁護士なり税理士を含んだ調査委員が調査をしております。結果が出たら報告しますというような話を聞いておったんです。それがいまだに何もありません。

この調査報告書は、町長、ごらんになりました。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、一応、見ました。これは、見て、基本的には1億を超える金額だということ、しかし、現在、わかっているのが10年までしかわかってないということ、平成

17年以前の分がわかってないというふうな報告を現在、まだできる限り調査をしながら解明するという方向しか出てないという報告を受けております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 調査委員会は、報告書出たちゅうことは、調査は終わったということでしょう。終わって、まだわからない。これが調査委員会。

基本的には調査委員会の報告が出た。その報告を我々にも見せるのが筋ではないか。私はそう考えてる。それを今、町長がごらんになった。担当課長なり副町長も何かその下の組織でおるんでしょうから、その方たちもごらんになっておるんでしょうけども、この調査委員会の報告書は、我々に見せてもらえませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 要望があればどうぞ、見せても結構と思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） では、委員会までに提出していただくよう、お願いいたします。

ごらんになったということですので、その中身について、今の総額がそうである。新聞の報道等もありますので、ちょっと、これは7月29日の毎日新聞の記事です。この毎日新聞は7月29日の時点で、特別調査委員会の報告書は、報告書の内容が判明したということが出てます。その中で、先ほど町長は17年以降が、要するに平成17年以降でしょうけども、この中に非常に面白い記事があるんですよ。調査報告書に載っておるかどうかをちょっと確認しますが、2010年の5月、今から6年前ですよ、10年の5月、当時の本部次長が4,500万円が足りないことに気づきかけたが、という。このときは、現在、犯人とされて警察に逮捕されてる方の夫の退職金を1,400万補填してる。その他は本部の基金を繰り入れたと、こういうこと、書いております。当然、17年以降、いやいや、17年より前はわかってないということになると、調査委員会にはこの内容が載っておるはずなんですが、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 確かそれは載ってないんじゃないかなと私は感じておりますが、後でわかったということ載ってないと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 調査報告書には載ってない事実は新聞報道されておる。なら、これは、毎日新聞が独自に取材をして、記事にしたんでしょうかね。

じゃあ、町長、あなたはこの事実について御存じだったですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 最近知りましたが、これもはっきりした解明ができてないし、私が今、

この議会で申し上げることはできないということでございますけれども、そういう1つ話があるというのは存じております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） なかなか一理事の立場ではっきり言えない事情はあるかと思いますが、新聞報道にされたこういう内容、先ほども申し上げましたけれども、我々は町長からある程度、行政報告で情報をいただくことができますが、住民の方々はこの2件を新聞情報しかないわけです。この方たちがこの内容をごらんになって、今、1億900万の不明金がある。前のがわからん、1億900万、この時点で平成10年の段階で、4,500万がわかった。だから、こういうふう処理した。不正隠しをしたとみられるちゅうて毎日新聞も書いてるわけです。

こういう事実をあなたは話を聞いておったが、この処理の仕方は理事会では取り扱わないまま処理したと、こういうふう理解していいですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これも、本当に最近知ったばかりなんですね。もし、そういう事実があれば、当時の消防長と副消防長、言語道断だということで私は常に理事会の中では話はしてますけれども、いろんな話の中でいろんな結論が出てないと、その話が。事実は事実だろうという形で、後どうするんかという話はまだ出てないというのが現実でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 今、報告書にもこれが載ってない。調査委員会の調査、報告書出たちゅうことは、もう終わったわけでしょう。調査委員会、まだやるわけですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課江本でございますが、今、町長の発言で、調査報告書に平成22年の4,500万円の件でございますが、ちょっと町長の認識の誤りで、その件については記載がされております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあ、課長は御存じなんですね、載ってることは。

じゃあ、そのことについて、もう少し詳しくお尋ねしますよ。

退職金で1,450万返した。ところが、残りは本部の基金から4,500万ですから3,000万ぐらい本部の基金から繰り入れて、そのままなしにした。こういう状況ですよ。その基金というのはどういう基金から出されたか、そこに載ってますか。調査委員会はその調査は済んでますか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

まず、報告書の公表についてでございますが、これについては、まだ広域圏の理事会のほうに正式に公表されておりませんので、広域圏事務局からは公表をちょっと控えてほしいというような要望を今、いただいております。

それと、その4,000万円の基金でございますが、報告書には一般会計の基金としか記入がされておられません。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあ、町長、これは、報告書は委員会までに提出してもらおうというのは不可能になるわけですね。どうでしょう。先ほどの、公表するなというふうに理事会に出してないから公表するなというふうに言われておる。ということになると、私ども議員に出すことは公表になるわけでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私は、いいと思うんですけどね。議員以外に見せないような形すれば、審議の対象、やっぱしてもらっても私は結構だと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあ、出してくださいね、お願いします。出してください。課長、町長は出してもいいという発言ですから、あなたがもし、それ以外に公表したらいけんという、理事会に出してないという理由がある。公表しないでくれと言うのは。ほかの理由は何か聞いておるわけですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） ほかの理由はございません。広域圏事務局よりもう少し待っていただきたいというような、電話での連絡はいただいております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあ、町長が出してくれるっちゅうて今度、火曜日ですか、委員会があります、それまで楽しみにしておりますので、この件についてはそれを待つということにしときます。

ただ、その調査報告書をいただかないと、後の詳しい事情は分からん。この時点で平成10年の段階で4,500万の不明金が出たから、本人1,500万で残りを基金から補填してゼロにしちよんですよ、形の上では。

もし、1億900万がそれ以降発覚して、今現在そうであるならば、それとの絡みがわからんわけですよ。それをなしにして、それ以降、1億何万も発生したんか。これ、事実、はっきりせんわけですよ。これ、報告書に載っとるはずですよ。課長、ちょっと。

1億900万という数字が、町長、おっしゃいましたけど、不明金の総額として出ておるわけでしょう。この金額はこの2010年の5月の段階でゼロにしとるはずのやつが、またここで1億発覚したということになると、それ以降に発生したのはそれだけの額かどうかということです。これは、あなたの考えを聞いてません。報告書にこの内容が載ってませんかということです。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 先ほど申しましたとおり、報告書についてはまだ公表を慎んでほしいということでございますので、報告書の内容について詳細にちょっとお答えはしにくいんですが、平成22年に4,500万円の件は出てます。そして、再度、昨年27年の6月に発覚した時点での調査した結果が1億何ぼ、900万ということで、その差額がその22年から平成27年にかけての金額だと推測されます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 町長、不明金が出ること自体が極めておかしくないですか。消防署の口座が金融機関にある。現金でやり取りするわけやないでしょう。複数であるかもしれんけども、金融機関にある。それにどういう伝票で出たか。その伝票のもとになる書類については誰が判子ついちよるか。それで出た金はどこにどう行ったんか。6年ぐらい前からの分やったら、完璧に極端なことを言うと、何十何円でもはっきりすべき数字じゃないかと思うんです。それがいまだに調査委員会の報告書は出ても、まだはっきりせん。ほとんどはっきりしたやつじゃないというような状況です。これでは、この案件が終わったとは当然言えんと思うんですが、私は、これは今からが本番やないかと思っておるんですが、町長、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には私も今、理事の一員として会計管理者の行ったこと、それからあと消防署の人事異動も1人に任しちよったという形の中で、これは今までこういうことがあったらおかしいじゃないかという話は今、やっておりますけど、今後の問題としては、もう既に消防管理者を変えていこうと。そして出納責任者、会計管理者も消防管理者の所属する市町村の会計責任者、会計管理者に変更していこうと。そうすることによって、ある程度、こういうことは防げたんじゃないかと。今までやっぱり同じところに同じ人間がされておったという、これが一番の悪い事例だったんじゃないかと。

先ほど申すように、当時4,500万を補填、基金から一般会計のほうにつじつま合わせした。これも非常に重大な責任があるんだよということで、私どもは今、理事会の中で追及して、この問題、どうするかと。

しかし、一番根本は、いわゆる今、被告である田村氏が原因であるので、田村氏に一応、損害

賠償請求をしようというところまでしか現在、行っておりませんので、田村氏が全額損害賠償すれば、ある程度はこの問題、不明金の問題は片づくというような見解でありますので、訴訟に踏み切るということで、先般の理事会を終えたということで、当初の議会の報告で、私は最終的な報告を、中身は若干漏れておったところもあるかもわかりませんが、こういう形で一応、被告に対して損害賠償請求をします。そして被告が応じ切らなかった後どうするかという問題をちょっと考えていこうというふうなことで、現在、理事会は終わっておるというのが現実でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 発覚して1年半になろうとしています。今の段階でそうですよ。この平成10年の段階で発覚した。本人が返した、補填した。その担当者がそのままずっと置くこと自体が常識では考えられん。即懲戒免職、公表して、責任者をそのときに追及するが本当なんでしょう。私はそう思いますよ。

その当時の、今の組織図とその当時の上司に当たる人たちの名前もお聞きしました。当時の消防長が、名前は申し上げませんが、平成23年まで在任しておりますので、この方が消防長を最後まで続けられたということでしょう。その後任になった方がその当時の次長であったと。その次長になったのがその当時の総務課長である、その当時ね。ということは、これ、組織的にこの不正があった、毎日新聞が7月29日付に書いてますよ。不正があった、不正隠しを図ったとみられる、新聞でこう書かれた。今現在、最近になるまでこの体制をつくってきた状態を理事会、許してきちょんですよ。とんでもない大きな。私が初めに申し上げましたように、こういうような体制の中で、消防職員が一生懸命現場で亡くなった方を探すために、必死でされとる姿がいっぱい出てます。広域消防から東北の被災地に行かれた方も私は存じておりますよ。大変やっただらしい。そういう方がおる中で、こういう体制が維持されるということは、とんでもない大きな。うちの消防だけやないですよ。各、その土台となる自治体、7つの市町が一緒になってその理事会を組んで運用しておる。その7つの自治体の姿勢すら疑われかねないような事態と思うんですよ。いかがですか。そう思いませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には理事長というか、消防管理者が一番の責任者でございますし、我々は予算の執行、決算のという形の問題しか今まで理事会では審議をしてきてない。人事、それから全てのそういう消防の実行活動か、こういうものについては消防管理者、それからもう消防長が消防管理者も非常勤でございます、消防長がやっぱり全ての、ある程度の重大な責任者というふうに我々は考えておるわけでございます。

そういう形の中で、先般、理事会では、全て消防署に負担しておる首長の報酬は、今後はゼロ

にしようとして、そういう一応、条例改正をやって、それから後は消防に関係ない行橋・苅田ですかね、ここについては半額の報酬を減額していこうと、このような形で一応、理事会では決着をつけてる。

それと後は現在の消防長、それから次長については懲戒処分の対象として減給処分をやっておるとか、いろんな措置はしてるけれども、退職者については処分ができないという、これは地方公務員法の中で定めがございますんで、後はいろんな形で判決が出て、そして基本的には民事訴訟、これの判決が出てからの対応しかできないというのが現状であるということを確認していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） わかりました。そのいろんな事情がある。

しかし、私、さっき申し上げましたように、この問題がまだ真つ最中だというふうに考えておるわけですよ。

ところが、いろんな時勢、状態を考えてみると、先ほどの処分の件ですけれども、3月議会だと思んですが、市長と次長がお見えになったときに、処分がどうのこうのという話が出たわけですよ。話。ちょっと記憶にないんですが。いつの時点かはよくわかりませんが、新聞記事やったかもわかりませんが、今の次長と消防長かな、減給1割を1カ月、2カ月ぐらいの処分をした。そして管理者である今のあなた方、理事たちについては、今言うように報酬をなしにする。そして、管理者の市長が3月末で交代する。

私の目には、これの問題の幕引きをこのまま図ろうという方向に行きよるんやないかということで、非常に心配なんです。だから、初めに理事としてあなたが今、どういう状況であるか、お尋ねした。なかなか初めからの説明で、今の気持ちはおっしゃってくれなかったけれども、この幕引きを図ろうとする姿ではないかという心配があるから、きょう、あえて取り上げたわけですよ。

もう、これ、いちいちあなたがおっしゃるように理事の1人で話ができんし、報告書もそういう状態ならば、今、今後の対応ですよ。まず、先ほどの調査委員会の報告書は理事会をどうのこうのは問題あるかもしれないが、町長が出していいという発言をしていただきましたので、委員会までお待ちしております。

この調査委員会というのは、本来の目的が事実を解明して再発防止策をするためにこの委員会が発足しとるわけ。この事実を公表することはない、ましてや一般の町民の方々は何も知るすべがない。私が先ほど申し上げた新聞記事程度しか知らないわけですよ。その中で、こういう事実がある。この報告書を必ず委員会の席までお願いしたい。これが第1点の対応です。

もう1点申し上げておきます。住民に対して何の説明もしてないんです、この内容は。ちよっ

ていいですか、あなた。理事として、副町長が、課長が下におるとは言え、この広域の運営にかかわっておるのは町長ですよ、運営にかかわっておるのは。この広域に対しては。消防会計にうちの一般会計からはほぼ3年間、2億5,000万、6,000万、8,000万という金が負担金として出てますよね。そうでしょう。こういう形が存在する。もちろん、ほかの分にもあります。今、消防会計だけ申しあげましたけれど。こういうふうな金がうちの一般財源から行ってます。当然、住民に対してこの不審に思うような内容については、説明する責任が町長にはあると思うんですが。これ、どう思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはいろんな伝達方法はあろうかと思いますが、まだまだ事件半ばということで、公表するのはある程度、一定の方向性が出ないと、公表は私はあまりやぶさかではないかなと思ってる。

だから、そういう形の中で、新聞とかそういうもので皆さんはある程度、認知はしていると私は思っておるんで、あえて住民説明会を開くとか、そういう特別なものではないという形で私は理解しておりますし、議会では報告しておりますんで、地方自治体というのは間接民主主義でございますんで、議会の皆さんにある一定の報告をしとけば、私はそれで十分じゃないかなと思っております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） あなた、議会を隠れ蓑に使おうとする。そういうふうに議会に報告しちよるからいい。そういう発言です。ちょっと私が申し上げますよ。

あなたは、いいですか、行政報告で言った内容を私は整理してますよ。さっきの、今議会の初めに、1億超えるというのは初めてあなた、発言されたですよ。

その前の6月の議会では、市長が辞任してみやこ町長が管理者になったという話ですよ。処分が済んでおりますと、理事は（ ）。これが6月議会でのあなたの発言ですよ。

3月議会では、平成27年の12月7日に豊前署に告発した。2月に逮捕された。2月28日に再逮捕された。こういう内容しかあなた、行政報告で出してないわけですよ。

その後、先ほど申しあげました市長と管理者と次長が来て、説明して、いろんな話したんですよ。

この報告であなた、今、私が申しあげたような事実は全く出てない。表に出てない内容が多すぎるわけですよ。それであなたは説明をしたと言うんじゃないら、大きな間違いと思いますよ。

だから、私が申しあげてるのは、住民に対する説明は、この調査報告書を誰でも見られるような形で公表するのが一番いい方法。それができないんやったらできない理由をはっきり言うべきですよ。あるいは記者会見でもいいと思いますよ。新聞記者に自由に質問させて、答えられるよ

うな記者会見でもやって、あなたは毎月1回やっとなるわけでしょう。そういう形で向こうでさせるのも1つの方法だと思いますよ。

だから、これを、時間もありません。もう、これは目的じゃありませんよ、内容がないんで。いろいろ申し上げてもしょうがないと思います。

ただ、1点だけ、最後に申し上げときます。住民の方々は全く知らない、今の新聞記事くらいしか。その中でいろんなことが進んでおって、私がさっき申し上げたように、これが終わりで幕引きの姿になっておるんじゃないかという気が、極めてしてる。

しかし、これやったら調査委員会の報告も出てない。要するに不正隠しを凶ったと毎日新聞でも載っておる。不祥事が発生した。その内容は極力表に出さんように、隠すための調査委員会であった、報告書が出せんのなら。私はこういうふうに思いますよ。住民の方々にそう映りかねない。不正を隠すための公共機関であるならば、全く存在価値がない。このことだけ申し上げて質問を終わります。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私もこの問題をうやむやにするつもりはございません。極力解明をしながら、あるところ、責任あるところについてはある程度のものは何とかしなきゃいかんというふうに考えておりますんで、これは、はっきり物事が片づいたときには、広報なりピシャッと形で、消防署の使途不明金についての報告をまとめて報告をしないと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 1点だけ申し上げます。

町長、そうおっしゃいます。私が生きておる間にやるように、気をつけてください。

○議長（田村 兼光君） お諮りします。ちょっと昼、過ぎるけど、ひとつ協力願います。

.....

○議長（田村 兼光君） 次に、8番目に、5番、信田博見議員。信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） いよいよ最後でございます。皆さん、お疲れさまです。

3点、この通告しておりますが、1点目の空き家・空き地に関しては工藤議員が、2点目の鳥獣害対策についてのというのは池亀議員がということで、私が質問するのはかなり少なくなっておりますので、時間はあまりかかりません。

まず最初の、空き家・空き地・耕作放棄地の対策についてということで、これは地方創生の観点から質問をしたつもりであります。

というのは、もてこの地区の代議士でありました山本幸三氏、今、10区のほうで頑張っておりますが、山本幸三代議士が地方創生担当大臣ということになりました。新聞に載っておりますが、地方創生は地方の平均所得を上げることだと定義をしておると。そして、空き地や空き

家・耕作放棄地など、有効に使われていない資源を少しでも収入が上がるような形態に持って行くことが重要であると書いております。

この空き地・空き家・耕作放棄地、これにしっかり取り組むべきだということでございますが、やる気のある地域はしっかり応援し、やる気のないところには今後どうするのかと問いかけているということで、やる気がなければ補助金も出しませんよという形だと思います。

そういうことでございますので、この空き家・空き地・耕作放棄地を少しでも何かの形で収益が上がるように考えていただきたい。町長、どう考えてますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 空き家対策ということで、今、空き家バンクをやってますけど、少しずつ登録はふえてきております。しかし、まだ入り手というか、これが見に来るけどなかなかやっぱりいないんですね。基本的には。

それと、空き家で住めないような状態の空き家がございますけれども、これは特例をしながら取り壊すのに補助金を出すという制度までつくっております。そして、基本的には取り壊さなければ固定資産税も今度、一応、非住宅用地の適用がされるような状況になるのではないかなというふうな形で、極力、危険な空き家は取り壊すようにという指導を行いつつ、現在、行政を行っておる。

空き地については、これはもう一応、斡旋・売買するわけにはいきませんので、草刈りあたりはきれいにやって、環境を保ってもらおうということで、非常に苦情が多いのがやっぱり草をボーボーに生やした空き地、これについては勧告をしながら、もしくはどうしても草刈りが自分でできない人はシルバー等の斡旋をしながら、きれいな環境を保ってもらおうという方向性を持って行っておる。

本来なら空き地もどんどん売買されて家が建てばいいけど、日本の全国的な現象では、人口減少状態にあるというふうなことで、これを人口をふやすとすれば、何回もいつも指摘されておる企業を持って来ながら従業員をこっち移転してもらえばいいけど、なかなかそうはいかないと。

しかし、若干、企業誘致についても少し明るい兆しが見えつつございます。正式に決まればまた皆さんに御報告をしたいと思っておりますけれども、今、ある程度、来そうな感触もありますんで、そのところは期待をしていただければいいんじゃないかなと思っております。

それから、耕作放棄地ですか、これは大体、一応、山間地にやっぱりどうしても、もう農業ができなくなって、つくれなくなったということで、圃場整備をしてない田んぼはそういう傾向にあるんで、これは困ったもんだなと思っておるところでございますけど、何とかこれが利用できるような方策も考えてかなきゃいかんと。平坦地のほうは大体皆さんの利用権設定という方向性、農地流動化のほうがいわゆる担い手のほうに集約されたり、営農組織のほうに一応、この利用権

設定がされていくという、そういう方向性はだいぶ多くなってきておりますし、それはそれとして、山間地のいわゆる耕作放棄地が非常に目立っている。そこにシカ・イノシシあたりが住むというふうな現象も出てきておるんで、何とかこれが打開できればいいがなと思うんでございますんで、そこも農業振興との一つの考え方。

所得が上がらなければその耕作はやってもらえないという一つの方法がございますので、さりとて圃場整備しようっていてもなかなかできるものでもございません、地形的にできないところが取り残されているところが非常に多くございますので、どうしたもんかということで現在、悩んでいるところでございますけど、さりとて、せっかくつくった農地を山にするわけにもいかないということで困っておりますんで、ここのところ、何とか知恵を出しながら、こういう現象が少なくなるような状態を努力したいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 空き家はまあ大変でしょう。空き地も町長が工藤議員の質問にも答えておりましたように、かなりのところで太陽光発電がなされております。

耕作放棄地、今、農業委員の皆さんがやっと片手に回っている。それをどうするのかっていうのはわかりませんが、課長が何か。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 農業委員会今富でございます。

農業委員会の関係で、農業委員に関する法律というのが改正されました。それによって、本年から農業委員のほかに農地利用最適化推進委員という方が23名、委嘱されております。この方々を中心に、今、遊休農地についての調査を行っているところでございます。この調査を行った後に、遊休農地、荒らした田んぼの所有者に対して、その田をどうするのかという問いかけをしまして、ほかの方に貸すという話があれば、中間管理機構を通じて貸すと。もう荒廃して使えないところについては、国のほうが今、補助金、交付金として耕作放棄地再生利用金という対策交付金というのを出すようになっております。これが1反当たり5万円の交付金の事業でございまして、そこら辺の事業を利用して農地を再生しないかという呼びかけをしていきたいと、そういうことでございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） ありがとうございます。

この空き家・空き地・耕作放棄地も全然、担当する課も違うわけですけども、こういうのを何かひとまとめでやろうというようなことはできないんですかね、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の行政機構で1つ、もう部制をつくって、そこに全部一括して集める

とかいう形になれば、そこでできるかもわかりませんが、そうして係がまたできますよね、そうなる。

そのところで、これ、対策専用という形になれば、プロジェクトをそれぞれ各課で組んでもらうと、それぞれ代表を出し合いながら、それに例えば環境課、それから産業課とか、それからあとは産業関係、もう2つありますよね、山の関係とか。そういう形でプロジェクトを組んでやるしかないんじゃないかな。これを1つの課でやるちゅう形になるには、ちょっと行政規模からすればちょっと職員構成も、職員が足りないような状況でございますし、そのところは非常に難しいんじゃないかなと考えています。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） やる気を見せることが大事だということで、やってもらいたいんですね。検討はしますじゃなくて、検討してもらいたい。

そして、この質問は一応、終わります。

次に、鳥獣害対策についてでございます。下流域で、もう被害が出ておりますが、対策はどう考えているかということです。今、無線放送でも坂本とかあるいは山添とか、下のほうでかなりイノシシが目撃された。だから、見た人は警察なり、役場なり、知らせてくださいというようなことが言われておりますが、その前に、山間地では非常にネットが、金のネットですので非常に丈夫で、それを地域全体に張り巡らせております。それでシカの害、それからイノシシの害、もう今、皆無になっております、非常に喜ばれております。でもその反面、非常に人間がおりの中に住んでいるような気持ちになるということで、見た目は非常に悪いです。でも、それでもがまんしてイノシシからやられるように、シカからやられるよりやっぱしネットを張ってもらってよかったというふうに言われております。

ですが、上のほうに張ったら当然、下のほうに出てくるのが、これは間違いないです。その下流域、この町に近い部分の農地に対しての対策はどうするのか。町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 上に張ったから下に来るという形になれば、もう下もぜひそういう対策、まだ制度はございますんで、毎年、去年、おとどしですか、50キロほど張り巡らせて、ことしは20キロぐらいかな。そういう形で要望があれば国のほうに申請しながら、とにかくもう平地のほうに出てこないような対策をすれば、全てを山とそれから農地を分離する、1つのネットの作成が必要じゃないかなと考えておりますし、ただし、ネット代は公費で出しますが、一応地元で張っていただくというのがこれ、限定になっておりますので、そのところはちょっとネットになりますけれども、地域の中で話し合いをしていただきながら、そういうぜひ防護柵をセッティングしていただければと考えておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） ネットは支給するけれども、立てるのは地元の人で立てて下さいよという対策ですね。それは農地を守るためには、皆さん、すると思いますんで、ぜひ要望があれば自治会を通じて支給して、ぜひ立てていただきたいというふうに思います。

次に行きます。これ、一番大事なところですよ。職員についてということで、職員の士気を高めるためにどういう取り組みをしたらいいのかということでございます。

町長は、議員の皆さんの質問に答えて、よく言われることが、もう職員が動かんのですよと、そう言いますね。そして、職員に言うても言うても動かんのですよ。職員が僕のところ、町長、こうしたいんですけどというのを持って来てくれると、非常にいいんですがと言いますよね。これは、誰が悪いんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私の指導が悪うございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 私もそう思います。

その職員のやる気を奮起させるような何か対策、ありますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一つはやる気のある職員、いろいろ失敗を怖がったらやらないんですね。失敗してもいいと、後の責任は俺が取るから、どんどん自分の思ったことをやりなさいというふうな形で、職員が積極的な仕事をやってもらうような体制を取ると。そして、よくできれば褒めてやることだと、私はそう思っておりますし、ぜひそういう形で、職員も失敗を怖がらずに、そしてよそから茶々を入れられても、ええい、くそと、この失敗を糧に、失敗は成功のもとという形がございます。そういう形で、法に違反しない失敗であれば、これは私はどんどんやっていいと、このように考えおりますので、ただし、法を犯すような失敗はだめだというふうなことで、そこでわきまえながら積極的な業務を携わってもらうような形になればいいがなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） お昼になってしまいました、もうちょっとだけ。

○議長（田村 兼光君） いいよ。

○議員（5番 信田 博見君） 確かにそうだと思います。

町長がいろんなところに行くのは半分ぐらいにして、職員と何か触れ合って、もうちょっとこうしてと、田中角栄ではございませんが、やれと、責任は全て俺が取ると、そう言ってくれば結構、職員も動けるかなと思います。確かに失敗するでしょう。でも、その失敗はとがめないと。

失敗の上に成功があるんだというふうに言って、やっていっていただければ。

先日、商工課が主催したのかな、スーパー公務員ということで、木村俊昭さんて方のお話を聞く機会がありました。非常にいいお話でございました。その木村さんも言うておりました。失敗してもいいんだと、どんどん行けと。そう言うておりました。地方創生というのは、第1次産業が一番大事だけれども、どんどんやれという話でございました。

ぜひ、職員のやる気を高めて、それ、全て町長なんですよ。やるとかやらんとか、全て町長なんです。嘆いてもしようがないんです。俺がやらせると、そのかわり全部俺が責任を持つというふうにやらせていただきたい。もう1回。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） わかりました。信田議員の言うとおりですね。責任は全て私が持ちます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） ちょうど電池もなくなりましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） 今、信田議員が職員のこと言うたけど、私もちょっとだけ。

町長の責任もあるけれども、全部じゃないけど、何人か若い職員なんか朝、会ってもよそ向いて通るようなん、おります。だから、各課長も自分たちの部下の職員にはそういうことをやっぱりひとつお願いします。

○議長（田村 兼光君） これで、定例会での一般質問を全て終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。これで散会します。お疲れさんでした。

午後0時02分散会
